

令和 8 年度以降に係る
山村振興施策に関する提案

令和 7 年 1 0 月

山村振興全国連絡協議会

山村地域の振興並びに当協議会の活動に対して、日頃から格別の御支援、御指導を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、山村地域は我が国の国土の約5割を占め、国土の保全、水源の涵養等、多面にわたる機能を有しており、農林水産業の発展や国民生活及び国民経済の安定に寄与するなど重要な役割を果たしています。

しかしながら、山村地域における、人口減少、過疎化・高齢化の進行は著しい状況にあり、地場産業の停滞や農地及び森林の荒廃、鳥獣被害の拡大等により、存続が危ぶまれる集落が増加しております。

山村振興については、昭和40年の山村振興法制定以降、様々な対策が実施され、交通条件、経済的・文化的諸条件の格差是正、地域の産業基盤や生活基盤の整備等が行われてきました。また、令和元年度の森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律、令和3年度の改正鳥獣被害防止特措法や令和7年度の改正棚田地域振興法の施行により、山村地域の振興がより一層効果的に推進されるものと期待しております。

今般改正された山村振興法の目的に基づき、山村地域において地域住民が今後とも安心して住み続け、山村の自立的かつ持続的な発展が図られるよう、以下について提案します。

- 山村地域における人口減少に歯止めをかけ、集落機能を維持していくため、それらの地域に暮らす人々が生きがいを持ちながら働き、愛着や誇りを持って住み続けたいと思える魅力的な地域づくりを進めるとともに、住民が地域の将来の可能性に期待を抱きながら働くことができる所得と雇用機会の確保を図ること。
- 山村地域の基盤産業である農林水産業の振興に向けて、農林水産物の高付加価値化や、多様な地域資源を活用した戦略展開、生産基盤の整備等を推進すること。
- 山村地域の維持・発展のため、効率的かつ安定的な経営体や新規就業者等、地域の実情に応じた担い手及び地域を支える多様な人材の確保・育成を推進すること。
- 改正山村振興法において、第17条の2から第21条の9までの規定が拡充されたことから、山村地域や地方公共団体が取組を着実に進められるよう、関係府省庁連携の下、制度面、財政面、人材その他必要な支援施策を強化すること。

[個別提案事項]

1 山村地域における農業振興と山村活性化に向けた支援策の充実

山村地域に適した農畜産物の生産振興や集落営農の組織化などの農業の担い手育成への支援を強化すること。さらに、複数の集落を範囲とした農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、地域のコミュニティの維持に資する日常の様々なサービスの提供や地域内外の人の呼び込みを行う農村型地域運営組織（農村RM0）の形成に係る支援を強化すること。加えて、地域資源を活用した新事業や新商品開発など、新たな付加価値の創出を進める支援策の充実を図るほか、通信インフラの整備と併せて、農業生産、物流や生活改善に資する農村のデジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進すること。

特色ある豊かな地域資源を活用する取組などを支援する「農山漁村振興交付金」について、十分な予算措置を行うこと。

また、「中山間地農業ルネッサンス事業」を拡充し、山村地域に対して優先的に予算配分を行うとともに、十分な予算を確保すること。

2 日本型直接支払制度の充実

「日本型直接支払制度」について、食料の安定供給をはじめ、国土及び環境保全、文化の維持・継承など重要な役割を担っている山村地域の地域活動や営農の持続的な発展に向けて、リーダー人材の確保・育成に向けた実効性のある支援策を講じつつ、農業

者が農業生産活動等の継続や、地域資源の保全活動に専念できるよう事務の簡素化を図るとともに、国において地域からの要望に見合う十分な予算を確保すること。

3 野生鳥獣の被害防止対策の充実・強化

山村地域においては、イノシシ、シカ、サル、クマ等の野生鳥獣による農林水産業や生活環境への被害が深刻化している中で、野生鳥獣の生態に応じた効果的な被害防止対策や、狩猟者の減少対策等が喫緊の課題となっている。

地域の実情に応じた被害防止活動を着実に実施するため、有害捕獲に係る捕獲活動経費の上限単価の引き上げ及び侵入防止柵の設置、有害鳥獣捕獲従事者や被害対策の指導者の確保・育成、獣肉等の利活用を進める取組への支援や継続的な財政措置を講ずるなど、総合的な鳥獣被害防止対策の充実・強化を図ること。

鳥獣被害防止対策を省力的かつ効果的に行うためのICTやドローンの活用等、新技術の研究・開発及びそれらを組み合わせた安価で利用しやすい総合的な技術体系の構築を早急に進めること。

4 農地の集積・集約化対策の充実・強化

山村地域は、農業生産の条件が不利なことに加えて、過疎化・高齢化が急速に進行することにより、農地の受け手となる担い手

が不足している。

山村地域において農地の集積・集約を進めるため、効果的な支援措置を創設すること。

また、「機構集積協力金交付事業（令和８年度からは、農地集約化促進事業へ改変予定）」、「農地中間管理機構事業（うち遊休農地解消対策事業）」、「農業競争力強化農地整備事業」、「農地耕作条件改善事業」及び「農地中間管理機構関連農地整備事業」について、山村地域の実情に即した事業要件の緩和及び十分な予算を確保すること。

5 総合的な人口施策の強化

山村における人流を増やすため、交流人口の増加、関係人口の創出・拡大、二地域居住や移住等に係る支援を強化すること。

また、都市住民による農林業体験や研修活動などを地域ぐるみで受け入れる事業について、十分な予算を確保するとともに、地域の実情に応じた受入団体等の多様な取組に加え、新たに事業参画する者への重点的な支援など事業を充実し、都市農村交流の総合的な推進を図ること。

6 山村地域における農林業生産基盤及び生活環境基盤の整備・保全に対する支援の充実・強化

山村地域の基盤産業である農林水産業の振興や、山村地域に暮

らす農林漁業者の生活環境の質的向上等を図るため、農業生産基盤及び施設・設備等生活環境基盤の整備・保全に対する支援について一層の充実・強化を図ること。

また、居住地や基幹道周辺における通信インフラの整備と併せて、農業及び林業における生産、物流や生活環境の改善に資する山村のデジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進するとともに、人口減少に対応した技術の導入や定着による生産の省力化に資する取組を支援し、「中山間地農業ルネッサンス事業」について優先枠を拡充するとともに、「農山漁村地域整備交付金」などについて十分な予算を確保すること。

7 林業振興に向けた総合的な施策の推進

山村地域の豊かな森林の適正な管理と、森林資源の持続的な利用を一層推進し、社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」を実現するため、「森林整備事業」の予算確保など、支援の充実を図り、再造林や間伐、これらと一体となった路網整備、荒廃竹林の整備などを推進するとともに、林業収益力の向上に向けた実効性のある施策を講じること。

また、「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策」などについて、十分な予算措置を行い、地域材の生産・加工・流通体制の整備や木造公共施設等の整備を進めるとともに、民間を含めた建築物の木造化や内装木質化等、補助対象の拡充を図ること。

併せて、森林整備や地域材の安定供給を担う人材を確保・育成していくため、川上から川下までの総合的な支援の充実を図ること。

8 森林整備等の森林吸収源対策の拡充

森林整備や木材利用などの「森林吸収源対策」は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた地球温暖化対策の重要な柱であるため、森林整備事業等について、地域からの要望に見合う十分な予算を確保し、着実な推進を図ること。

また、上記施策に加え、カーボンニュートラル実現に向けた国民の機運の醸成を図るとともに、山村地域における新たな雇用と収入機会の創出を目指すため、多様な分野で森林空間を活用する「森林サービス産業」の推進を図ること。

9 花粉発生源対策の拡充

花粉症はいまだ多くの国民を悩ませ続けている社会問題であり、その対策に的確に取り組むためには、花粉の発生源であるスギやヒノキなどの人工林の伐採及び木材利用、花粉の少ない苗木や広葉樹などへの樹種転換を加速化するとともに、林業の生産性向上及び労働力の確保を図る必要があり、これらの対策への支援を拡充すること。

10 再生可能エネルギーの導入促進

世界的なエネルギー価格の高騰への対応、地域の活性化と地球温暖化防止を図るため、山村地域の景観や生態系に配慮しつつ、農業用水やバイオマス等の未利用資源を活用した再生可能エネルギーの一層の導入を促進するための施策を講じるとともに、売電収益の活用には地域の特性に応じた自由度を持たせること。

11 棚田地域振興法の支援措置の拡充

棚田地域においては、高齢化による担い手不足が深刻化しており、令和7年4月に改正・延長された棚田地域振興法に基づく棚田地域振興活動においても、活動を担うべき人材の確保・育成が喫緊の課題となっているため、人材の確保・育成に向けた実効性のある支援策を講じること。

12 防災力の強化

近年、甚大な災害が繰り返し発生している状況を踏まえ、土砂災害の防止・軽減の基本である砂防・治山施設等の整備により、事前防災対策を計画的かつ強力に推進し、より効果的・効率的な施設整備の推進を加速させること。

また、山村地域における災害発生時の迅速な対応・早期復旧に向けて、全国の相互応援体制強化に必要な支援を拡充すること。

令和7年10月

山村振興全国連絡協議会

- | | |
|------------|-----------------------|
| 会 長 | 渡 邊 伸 一 |
| | (福島県農林水産部農村振興課長) |
| 副 会 長 | 堂 越 浩 |
| | (福井県農林水産部中山間農業・畜産課長) |
| 副 会 長 | 江 口 洋 久 |
| | (佐賀県農林水産部農山村課長) |
| 幹 事 | 長 内 秀 揮 |
| | (青森県農林水産部構造政策課長) |
| 幹 事 | 平 井 一 成 |
| | (群馬県地域創生部地域創政課長) |
| 幹 事 | 樋 山 光 英 |
| | (新潟県知事政策局地域政策課長) |
| 幹 事 | 林 宗 智 |
| | (愛知県総務局総務部市町村課地域振興室長) |
| 幹 事 | 木 口 智 弘 |
| | (大分県企画振興部おおいた創生推進課長) |
| 監 事 | 小 池 秀 一 |
| | (長野県企画振興部地域振興課長) |
| 幹 事
監 事 | 杉 野 将 行 |
| | (愛媛県農林水産部農政企画局農政課長) |

令和7年度 山村振興全国連絡協議会会員名簿

	都道府県名	部（局）名	課（室）名	会員氏名 (課(室)長名)
1	北海道	総合政策部	地域創生局地域政策課	漆崎 卓哉
2	青森	農林水産部	構造政策課	長内 秀揮
3	秋田	農林水産部	農山村振興課	石井 幸樹
4	山形	農林水産部	農村計画課	杉山 裕秀
5	福島	農林水産部	農村振興課	渡邊 伸一
6	茨城	農林水産部農地局	農村計画課	井坂 誠博
7	栃木	総合政策部	地域振興課	渡邊 豪
8	群馬	地域創生部	地域創生課	平井 一成
9	埼玉	農林部	農業ビジネス支援課	川嶋 正樹
10	東京	総務局行政部	振興企画課	佐藤 真理
11	山梨	総務部	市町村振興課	清水 康太
12	長野	企画振興部	地域振興課	小池 秀一
13	静岡	経済産業部農業局	食と農の振興課	田林 大介
14	新潟	知事政策局	地域政策課	樋山 光英
15	富山	地方創生局	中山間地域支援・移住促進課	中川 武志
16	石川	農林水産部	里山振興室	武内 昭也
17	福井	農林水産部	中山間農業・畜産課	堂越 浩
18	岐阜	総合企画部	市町村課	嶋崎 敏幸
19	愛知	総務局総務部	市町村課地域振興室	林 宗智
20	三重	農林水産部	農山漁村づくり課	梅村 竜也
21	鳥取	輝く鳥取創造本部 中山間・地域振興局	中山間・地域振興課	小堀 陽平
22	島根	地域振興部	中山間地域・離島振興課	奥田 弘樹
23	岡山	農林水産部	農村振興課	金平 啓二
24	山口	総合企画部	中山間・地域振興課	堀 泰志
25	徳島	農林水産部	鳥獣対策・里山振興課	渡辺 裕恭
26	愛媛	農林水産部農政企画局	農政課	杉野 将行
27	高知	総合企画部	中山間地域対策課	片岡 隆
28	福岡	農林水産部	農山漁村振興課	外園 浩人
29	佐賀	農林水産部	農山村課	江口 洋久
30	熊本	企画振興部	地域振興課	若杉 久生
31	大分	企画振興部	おおいた創生推進課	木口 智広
32	宮崎	総合政策部	中山間・地域政策課	濱川 哲一
33	鹿児島	農政部	農村振興課	前迫 誠